

参考資料一覧表

番号	種目 (原本・写しの別)		作成 年月日	作成者	ご理解いただきたいところ	備考
1	障害認定基準 (抜粋)	写し	H29.12.1 改正版	日本国政府	精神の障害に係る障害等級の認定基準が曖昧であること	
2	障害基礎年金お手続きガイド (抜粋)	写し	H27.4.1	日本年金機構	障害の原因となった傷病を特定する必要のあること 困難性のある初診日証明が受給権者の義務であり、それができないと裁定請求もできないこと 肢体の切断の障害は、障害認定日が「切断または離断日」と決められていること	
3	受診先一覧表	写し	H30.7.1	木戸義明 社会保険労務士	精神障害の場合、医師の診断を受けていても、受給権者が当然傷病について認識しているとは限らないこと むしろ、初期の段階では、認識していないことの方が一般的であること	
4	処分変更に伴う今後の取り扱いについて	写し	H23.3.23	関東信越厚生局社会保険審査官 川崎正二郎	障害年金の裁定に一定の裁量権のあること	
5 の 1	社会保険審査会の審理の中止について(通知)	写し	H28.2.1	社会保険審査会委員長	障害年金の裁定に一定の裁量権のあること	
5 の 2	再審査請求の取下げについて	写し	H28.2.1	社会保険審査調整室 森田	障害年金の裁定に一定の裁量権のあること	
6	七訂 国民年金 厚生年金保険 改正法の逐条解説 (抜粋)	写し	H21.2.20	中央法規出版株式会社	厚年法第 36 条は、年金の支払期間と支払期月を定めた規定であること	
7	障害補償及び福祉事業決定通知書	写し	H9.4.17	地方公務員災害補償基金愛知県支部長 鈴木礼治	年金法の支払期月は、期限の定めのある債権であること	
8	注釈民法(5) 総則(5) (抜粋)		H25.1.30	川島武宜 有斐閣	民法においては、我が国第一級の学者が、「弁済期の定めは、権利を行使するに際して、最も一般的にみられる法律上の障碍となるものである。債権者は、弁済期にいたるまで権利を行使しえないから、当該権利の消滅時効は、弁済期の到来をまっしてはじめて進行を開始する。」と説いていること	
9 の 1	S.T 様の診断書	写し	H24.11.14	元新潟大学医歯学総合病院精神科 小野信医師	不支給となっているのは、障害の状態を確認できる資料がなかっただけではないこと	

9 の 2	S.T 様の診断書	写し	H25.2.24	元新潟大学医歯学総合病院精神科 小野信医師	診断書の誤記が重要であっても、転出後には、大学病院等では、その医師には訂正権限が存在しないこと 保険者の裁量で訂正未完の診断書を採用していること	
9 の 3	S.T 様の診断書	写し	H25.12.9	新潟大学医歯学総合病院精神科 須貝拓朗医師	障害の状態を確認できる資料があっても裁定されなかった事実 これは保険者の裁量であること	
1 0	厚生労働省公表資料 (抜粋)	写し	H27.1.14	厚生労働省年金局事業管理課給付事業室池上直樹室長ほか	障害基礎年金においては、厚労省が公表した資料でも、平成 22 年度から平成 24 年度の平均において、12.5%以上の不支給があったこと 県別の不支給率の比較では、最大 6 倍を超える格差があり、障害年金の裁定には裁量が働いていることを物語っていること	
1 1	各位 BCC で多数配信 受診メール	写し	H30.7.8	青木聖人 日本福祉大学教授	障害年金の打ち切り問題で、心臓病の子どもを守る会と厚労省が交渉していた事実	
1 2	ハットはあと	写し	H30.7.5	一般社団法人全国心臓病の子どもを守る会	新体制で、非該当支給停止の者の処分を取消し、支払う旨回答したこと 障害年金の障害等級には一定の裁量権があること	

以上